

議案第 22 号

京丹後市上下水道事業審議会条例の一部改正について

京丹後市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

上下水道部の組織見直しにより、「経営企画整備課」を「経営総務課」に名称変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

京丹後市上下水道事業審議会条例（平成16年京丹後市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第6条中「経営企画整備課」を「経営総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市上下水道事業審議会条例(平成16年京丹後市条例第249号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>京丹後市上下水道事業審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年7月7日 条例第249号</p> <p>第1条～第5条 (略) (庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、上下水道部<u>経営企画整備課</u>で処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> | <p>京丹後市上下水道事業審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年7月7日 条例第249号</p> <p>第1条～第5条 (略) (庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、上下水道部<u>経営総務課</u>で処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> |

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

| | | | |
|------------|--|------------|--------------------------------|
| 議案の 件 名 | 議案第 2 2 号 京丹後市上下水道事業審議会条例の一部改正につ て | 政策等 の区分 | 計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 () |
|------------|--|------------|--------------------------------|

| | | | | | | |
|--|---|---------|--------------------|----|-----|------|
| <<政策等の概要>> 上下水道部「経営企画整備課」・「施設管理課」を「経営総務課」・ 「施設課」に組織を見直し、令和8年4月1日から施行することに伴い、 所要の改正を行うものである。 | <<市民参加の状況>> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) | | | | | |
| | <<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円) | | | | | |
| | 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
| | | | | | | |
| <<政策等の必要性>> 業務の合理化・効率化、また、手続等における円滑なサービスの提供を 行うため、上下水道部組織を見直すことに伴い、上下水道事業審議会の庶 務を処理する上下水道部経営企画整備課の名称を、上下水道部経営総務課 に変更するものである。 | <<将来にわたる効果及び経費の状況>> | | | | | |
| <<提案に至るまでの経緯>> R8.2.4 例規審査委員会で改正条例案について審査 | <<総合計画等の整合>> | | | | | |
| | まちづくり 27の施策 | 13 | きれいな水を循環させる上下水道の整備 | | | |
| | ○その他の計画(該当する場合のみ) | | | | | |
| | 計画名称 | | | | | |
| | 策定年度 | | | | | |
| | 計画期間 | | | | | |
| <<政策等の実施時期>> 令和8年4月1日(京丹後市上下水道部組織規程の一部改正の施行期 日) | 担当部局 | 担当課 | 添付資料(有の場合は、その名称) | | | |
| | 上下水道部 | 経営企画整備課 | 有 ・ 無 | | | |